

# 契約条項補足 (03.10.76)CAD Workstationインターネットオプション

CAD Workstationインターネットオプション（以下「本サービス」といいます。）はインターネット接続サービスとルータ保守サービスのバックメニューです。

インターネット接続サービスは別紙「インターネットおまかせバック用 aWebインターネット接続サービス利用契約約款」に基づき提供されます。

また、ルータ保守サービスについては、別紙「契約条項」に基づき提供されます。

なお、本契約条項補足と「インターネットおまかせバック用 aWebインターネット接続サービス利用契約約款」、「インターネットおまかせバック用 セキュリティワンコインサービス利用契約約款」、別紙「契約条項」の内容が相違するときは、その部分については本契約条項補足の内容が優先すると致します。

弊社は、本契約条項補足を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の弊社所定のページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

## 【契約単位または条件】

- 最低契約拘束期間は1年で、1年未満の解約はできません。1年未満で解約する場合、残りの期間のサービス料金を解約金として請求します。
- 契約期間は、初期設定作業日の翌月1日から1年間となります。回線工事時期のずれなどにより、初期設定作業日が当初予定からずれた場合、契約期間を変更するものとします。
- 利用料金請求は、申込書記載の請求開始日より開始されます。弊社所定の申込書を使用せず、申込内容の確認をWebもしくはFAXIにより行い成立した申し込みの場合は、インターネット接続サービスの開通月の翌日より請求開始します。
- 初期設定費用をいただき、ルータ提供・設定・PC設定を行った契約者のみ本サービスの対象となります。

## 【サービス内容】

- インターネット接続サービス
  - ルータ提供
 

当社指定のブロードバンドルータを提供します。
  - インターネット環境提供
 

当社にて事務手続きを行い、インターネット環境を提供します。E-Mailアドレスは3つまで提供します。
  - 回線取り次ぎ業務
 

フレッツ光またはADSL回線がないお客様の場合、回線の申し込みをお客様に代わってNTT東西に行います。回線工事などの業務はNTT東西が行います。
  - ルータ設定
 

委託先エンジニアが訪問し、(1)で提供したルータの設定およびインターネット接続を行います。
  - クライアントPC設定
 

対象となるクライアントPCにインターネットへの接続設定とオプションがあればインストールおよび設定を行います。

    - インターネット接続設定
    - メール設定（本サービスで提供される3アドレスの設定）
 

対象のメーラはOutlook、Outlook Express、Windows Mail、Windows Live Mailのいずれかとなります。
    - ウイルス対策ソフトのインストール
      - （オプション）iフィルター for プロバイダ SOHOのインストール
- ルータ保守サービス
 

当社コールセンターにてルータ障害の切り分けおよび復旧支援を行います。当社が必要と判断した場合、委託先エンジニアが訪問して設定内容の復旧や故障したルータ機器の交換を行います。

インターネットへの正常な接続の確認と初期導入時の設定復旧を対応範囲とし、ルータについての技術的な問い合わせは対応範囲外となります。
- 不正Webサイトアクセスブロックサービス
 

トレンドマイクロ社のWebレピュテーション機能を利用し、危険と思われるWebサイトへのアクセスをブロックします。

## 【サービス内容に関する注意事項】

- 本サービスは当社がサポートできるメーカーの製品への提供となります。
- 回線工事費用ならびに回線使用料はNTT東西からの請求となります。
- ルータ保守サービスについて、初期導入時の設定からお客様による設定変更を行った場合は対応範囲外となります。ルータの設定変更は行わないようにしてください。
- 本サービスで提供するE-Mailアドレスの仕様は以下のとおりです。
  - メールディスク容量：500MB
  - メール保存期間：90日
  - 1通あたりのメール送受信容量：20MB
  - メールウイルスチェック：標準対応（McAfee社製のウイルス対策ソフトを使用）
  - メール送信認証：標準対応
  - 受信経路暗号化（POPoverSSL）：標準対応
  - 送信経路暗号化（SMTPoverSSL [START/TLIS]）：標準対応
  - Submission Port 587：標準対応
  - メール転送設定：5箇所まで
- 本サービスで提供するE-Mailアドレスは3つまでとなります。4つ以上必要な場合は「メールアドレス追加（IOPACKOP）」をご契約ください。
- 不正Webサイトアクセスブロックサービスは、トレンドマイクロ社が独自の基準で各Webサイトの危険度を評価し、ブロックします。場合により、ブロックできない危険なWebサイトや有害でないWebサイトをブロックすることがあります。
- アルファメールオプションを申し込んだ場合、本サービスとは別の請求明細になります。また、解約手続きも本サービスとは別に行う必要があります。あらかじめご了承ください。
- 本サービスに以下の内容は含まれません。
  - 提供するルータ以外のクライアントPCやネットワーク機器、複合機などのサポート
  - 初期設定後のクライアントPCについてのインターネット接続方法、一般的な使用方法などのサポート
  - ウイルス駆除作業（有償となります）

## 【契約者の義務】

(変更の届出)

- 契約者が利用契約締結の際またはその後弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。
- 前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。
- 弊社は、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。

(契約者の地位の継承)

相続または法人の合併により契約者の地位の継承があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、継承したことを証明する書類を添えて、継承の日から30日以内にその旨を弊社に通知するものとします。

(契約者の管理責任)

- 契約者は、本サービスに関連して弊社または付加サービス提供者から発行されるログイン名、ユーザID、パスワード等（以下「パスワード等」といいます）を自己の責任において管理するものとし、パスワード等を第三者に使用させたり、譲渡し、貸与または担保提供することはできないものとします。
- パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等より損害が生じて、弊社は一切責任を負いません。
- 契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を弊社に連絡するものとし、弊社から指示があるときはそれにしたがうものとします。
- 契約者からのパスワード等の問合せに対しては、弊社は、本人確認等のため、弊社所定の方法で回答します。
- 本サービスのセキュリティ向上のため、弊社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

(契約者の禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の法令に違反する行為、およびそれに類似する行為
- 犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為
- 弊社または第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為
- 猥褻・虚偽事実・児童売春・児童ポルノ・児童虐待などにあたるコンテンツ、暴力的・残虐的なコンテンツおよび公営を除いたギャンブル・賭博などにあたるコンテンツの発信・流布等の公序良俗に反する行為、およびそれに類似する行為
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗適正化法」といいます）が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」といいます)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為
- 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含む)が送られる行為。または第三者が迷惑感を抱く、もしくはその虞のある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、およびそれに類似する行為
- 他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為
- 弊社のコンピュータに保存されているデータを、弊社に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、およびそれに類似する行為
- 利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与または担保提供する等の行為、およびそれに類似する行為
- 弊社と同種または類似の業務を行なう行為、およびそれに類似する行為
- 事実認識を生じさせる虚偽のある行為、およびそれに類似する行為
- 本サービスで利用しうる情報を改竄する行為、およびそれに類似する行為
- 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄・消去あるいは第三者の通信に支障を与える行為、およびそれに類似する行為
- 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為
- 弊社の電気通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および弊社の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたす虞のある行為
- 社団法人日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為、およびそれに類似する行為
- 契約ライセンス数を超過してウイルス対策サービスのモジュールをインストールする行為
- その他弊社が不適切と判断する行為

(情報の提供)

- 契約者は、弊社から本サービスの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
- 契約者は、本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、ただちにその旨を弊社に通知するものとします。

## 【サービスの停止・中止等】

(通信利用の制限)

- 弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限しまたは中止する措置を取ることがあります。
- 弊社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行なわれる電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、本サービスにおける電気通信の通信量を制限することがあります。
- 弊社は、契約者が大量の電気通信を継続的に発生させることにより、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたす虞のある場合、本サービスの利用を制限することがあります。
- 弊社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、弊社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、契約者等に事前に通知することなく契約者等の接続先サイト等を把握した上で、これらの画像および映像を閲覧することができない状態に置くことがあります。
- 弊社は、前項の措置に伴い必要限度で、対象となる画像および映像の流通と直接関係のない情報についても、閲覧ができない状態に置く場合があります。
- 弊社は、前2項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(サービス提供の停止および中止)

- 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
  - (契約者の禁止事項) 各号のいずれかに該当すると弊社が判断したとき
  - 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき

- (3)前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、弊社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼす虞れのある行為をしたとき
- (4)契約者の環境が、他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼす虞れがある場合
- ② 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1)弊社の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工事上やむを得ないとき
- (2)通信利用の制限) 第1項の規定によるとき
- (3)電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行なうことが困難になったとき
- (4)その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合
- ③ 弊社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ④ 弊社は、前3項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- (サービスの廃止)
- 弊社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、廃止の2ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

## 【契約の解除】

(弊社による利用契約の解除)

- ① 弊社は、(サービスの停止・中止等) 第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中におおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。
- ② 弊社は、契約者が(サービスの停止・中止等) 第1項または第2項のいずれかに該当する場合で、その事由が弊社の業務の遂行上著しく支障があると認められるときは、利用契約を解除することができます。
- ③ 弊社は、契約者が、本サービスの利用代金について、支払い期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。
- ④ 弊社は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。
- ⑤ 弊社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
- (1)本約款の条項に違反したとき
- (2)手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (3)差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分申し立てを受けたとき
- (4)破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
- (5)前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6)合併、営業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合
- (7)解散または営業停止となったとき
- (8)本サービスに基づく債務であるか否かに拘わらず、弊社に対する債務の弁済を2ヶ月以上延滞したとき。
- (9)その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき
- ⑥ 契約者は、前項各号いずれか一つにでも該当した場合には、弊社に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。

## 【損害賠償】

(免責)

- ① 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、弊社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
- ② 契約者の本サービス上のデータが消失するなどして契約者が不利益を被った場合であっても、弊社は何らの責任も負わないものとします。
- ③ 弊社は、本サービスの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
- ④ 弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、弊社は免責されるものとします。
- ⑤ 弊社は、契約者が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。
- ⑥ 本サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決していただき、弊社に損害を与えないものとします。
- ⑦ 弊社は、本サービスの提供に関する各種工事等にあたり、弊社、NTTの故意、過失による場合を除き、契約者の土地、建物、その他の工作物等に生じた損害については免責されるものとします。

(損害賠償の範囲)

- ① 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由により(ただし、(通信利用の制限)の場合は除く)、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを弊社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上当該サービスが利用できなかったときは起算時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことを契約者および弊社が確認した、時刻までの時間数を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に利用料金の月額 $\frac{3}{10}$ の1を乗じて得た額を限度として、契約者が蒙った損害を賠償します。ただし契約者が請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、NTTの電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となった場合、前項に定める賠償は、NTTが弊社に対して約定する賠償額を限度として行なわれるものとします。
- ③ 弊社は、本サービスの提供に関し、前2項および(個人情報の取扱い) 4項に規定された場合を除き、契約者に発生した如何なる損害に対して何ら責任も負いません。
- ④ 契約者が本約款に違反したまたは不正行為により弊社に対し損害を与えた場合は、弊社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。
- ⑤ 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます)に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

## 【秘密保持および個人情報の管理】

(秘密保持義務)

- ① 契約者および弊社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。
- ② 前項にかかわらず、契約者および弊社、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合、または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
- (1)開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
- (2)開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
- (3)第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (4)相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

- ④ 契約者および弊社は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとします。

(個人情報)

弊社は、契約者の氏名、住所、電話番号、E-Mailアドレス等の本サービスを申込むに当たり必要となる情報を個人情報(以下「個人情報」という)として扱うものとします。

(個人情報の利用目的)

- ① 弊社は、個人情報を以下の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。

- (1)契約の履行(商品、サービスの提供等)
- (2)商品、サービスに関する情報の提供および提案
- (3)商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お問い合わせ、連絡、回答
- (4)商品、サービス、その他問合せ、依頼等の対応
- (5)展示会、セミナー、トレーニング、懇賞、その他イベントに関する案内、回答
- (6)統計資料の作成
- (7)代金の請求、回収、支払い等の事務処理
- (8)その他一般事務の連絡、問合せ、回答
- (9)(個人情報の取扱い)の理由で第三者に情報の開示が必要な場合
- (10)契約者から同意を得た範囲内で利用する場合

- ② 契約者は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

(個人情報の取扱い)

- ① 弊社は、本サービスにおける個人情報を、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」(<http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/>)に準じて管理するものとします。
- ② 弊社は、弊社の責任において、個人情報を、不正な使用、アクセス、開示、改変又は破壊から合理的な方法で保護するものとし、セキュリティ保護のために、アクセス管理、その他の方法を適宜使用するものとします。
- ③ 弊社は、(個人情報の利用目的) 1項の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要がある弊社の役員または従業員(以下、「開示対象者」という。)にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者(開示しないもの)とします。
- ④ 弊社は、弊社の責任において、個人情報に関する事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を講じるものとします。尚、弊社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、弊社はその個人情報に関する事故に直接起因する契約者の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、弊社は責任を負わないものとします。

(個人情報の第三者への開示、提供)

弊社は、以下のいずれかに該当する場合を除いて契約者から収集した個人情報第三者に開示、提供しないものとします。

- (1)法令の定めによる場合
- (2)契約者および、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (3)限定された特定の業務(サーバ運用の委託、サービス提供元への通知、ドメイン情報の登録等)で開示・提供する場合
- (4)債務の特定、支払い、回収に必要な場合で、クレジット会社等の金融機関に開示・提供する場合
- (5)予め契約者から第三者に開示、提供することについて同意を得ている場合

(個人情報の預託)

弊社は、弊社より「郵送」「E-Mail」により契約者に連絡をする場合、秘密保持契約を締結している弊社関連会社に業務を委託し、契約者の個人情報を預託する場合があります。

(個人情報の訂正等の方法)

- ① 契約者が、本サービスの登録内容の訂正、削除、個人情報の利用停止、個人情報の開示を要求する場合は、契約者本人が弊社所定の方法により、実施するものとします。その場合、弊社は要求者が契約者本人であるかを確認する場合があります。
- ② 個人情報の開示の手続および郵送料については、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」(<http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/>)にて確認するものとします。

(個人情報に関する問合せ)

契約者は、個人情報に関する問合せをする場合は、弊社 たよれーるコンタクトセンターまで連絡するものとします。

## 【雑則】

(制限値の設定)

弊社は、契約者がデータの保管容量、保管日数および転送容量の制限値を超えて本サービスを利用した場合に、本サービス機能の一部または全部を予告なく停止もしくはデータの削除を行う可能性があります。

(権利譲渡の制限)

本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、弊社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることはできません。

(知的財産権)

- ① 本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、弊社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含みます)および著作者人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。
- ② 契約者は、前項に定める著作物等を、以下の通り取り扱うものとします。
- (1)本約款にしたがって本サービスを利用するためにのみ使用すること
- (2)複製、改変、頒布等を行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと
- (3)営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと
- (4)弊社またはその供給者が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと

(反社会的勢力の排除)

- ① 契約者および弊社は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手方に対して確約するものとします。
- ② 契約者および弊社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せず、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

(準拠法)

利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

<たよれーるコンタクトセンター連絡先>

E-Mail : support@alpha-web.jp

## 【受付/対応時間】

- ①電話受付時間帯：月～金9：00～19：00(土日祝祭日、弊社休業日を除く)
- ②訪問対応時間帯：月～金9：00～17：15(土日祝祭日、弊社休業日を除く)
- 道路状況・気象状況により、対応が遅れる場合がございます。ご了承ください。

以上

## 別表

メニュー番号	メニュー名	ルータ機種
03.10.76	CAD Workstationインターネットオプション	FWX120

## インターネットおまかせパック用 αWebインターネット接続サービス利用契約約款

## 第1章 総 則

- 第1条（取扱いの準則） 弊社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」といいます。）第31条第6項および第31条の2第5項の規定に基づき弊社が定めたαWebインターネット接続サービス利用契約約款（以下「本約款」といいます。）に従い、「αWeb ADSL接続サービス」「αWeb FTTH接続サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 第2条（本約款の範囲） 本契約は、申込者・契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の関係を適用されます。申込者は、本約款を確認し、同意した上で利用契約を申込みのとし、契約者は本約款に則って本サービスを利用するものとします。
- 第3条（約款の変更） 弊社は、本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の弊社所定のページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。
- 第4条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受け取ること
電気通信事業者	電気通信事業を営む者
電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって一部の設置場所が他の部分の設置場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
電気通信回線	契約者（電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。）が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電話網	電気通信事業者が提供する国内公衆電話網（アナログ又はISDN等）
αWeb ADSL接続サービス	契約者宅内にあるアナログの電話網接続ポートを使用し、ADSL技術を用いてインターネット網へアクセスを行うためのTCP/IP網インタフェースで提供するサービス
αWeb FTTH接続サービス	契約者宅内に引き込んだ光ファイバーを使用し、インターネット網へアクセスを行うためのTCP/IP網インタフェースで提供するサービス
ウイルスチェックサービス	本サービスのメールサーバを利用して送受信する全てのメールおよび添付ファイルに対して自動的にウイルスチェックを行うサービス
メールボックス	本サービスのホストを構成する一つの単位であって、主にメールの集信場所として使用するとともに、配信するメールを一時的に蓄積しておく場所弊社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	弊社に本サービスの利用を申し込み法人・個人企業および同等の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者
契約者	弊社と利用契約を締結している法人・個人企業および同等の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者
NTT東日本/NTT西日本	本サービス開始にあたり、弊社が、ダイヤルアップ接続、ADSL接続、FTTH接続を利用するための電気通信設備、電気通信回線設備その他の設置工事およびそれら設備の修理保守業務等を委託する電気通信事業者
マカフィーインク	本サービスのメールウイルスチェックサービスを提供する事業者
クラウドマーク社	本サービスの迷惑メール検知機能を提供する事業者

## 第2章 αWeb ADSL接続サービス

第5条 αWeb ADSL接続サービス（以下「ADSLサービス」といいます）の内容は、次の通りとします。

## 1.（ADSLサービスの内容）

タイプ	タイプ説明
タイプ1 （電話共用回線）	現在ご利用中の電話回線（アナログ回線）を契約者回線としてADSL接続機能を提供するもの
タイプ2 （ADSL専用回線）	新たにADSL接続機能を利用するためのアナログ回線を設置し契約者回線として利用するもの

## 2.（ADSLサービスコースの内容）

コース	コース説明
フレッツコース	NTT東日本/NTT西日本が提供する「フレッツADSLサービス」を利用してインターネットに接続するサービス

## 第6条（「フレッツコース」の提供条件）

- 「フレッツコース」の提供区域は、NTT東日本またはNTT西日本の提供範囲に準じます。
- 「フレッツコース」の利用場所は、前項の提供範囲内であることとします。
- 「フレッツコース」の利用には別途NTT東日本またはNTT西日本が提供する「フレッツADSL」の契約が必要となります。
- 申込回線は、NTTの回線調査において適合となった回線であることとします。弊社は、申込回線が光収容などにより不適合となった場合は、利用申込を承諾しないことがあります。
- 申込回線が、NTTの回線調査で十分な品質が提供できない判断された場合、弊社は、利用申込を承諾しないことがあります。

第7条（ADSLモデムの取扱い） ADSLモデムは、契約者が自ら用意するか、または、NTT東日本あるいはNTT西日本からのレンタルとなります。

第8条（NTT費用の請求） 「フレッツコース」を利用する上で必要となるNTTのADSL契約料およびADSL回線利用料はNTTからの請求となります。また、回線調査に係るNTTの費用も同様とします。

NTT費用項目	内容	請求元
フレッツコース 導入時	NTT契約料 フレッツコース導入のためのNTT ADSL契約料	NTTから契約者への請求となります。
月額費用	NTT ADSL 回線利用料	NTTから契約者への請求となります。
その他必要時	保安器交換 回線収容替 など	実費 NTTから契約者への請求となります。

（注）NTT料金は変更されることがあります。また、契約者の環境により料金が変わることがあります。

（雑則）

第9条（利用に係る契約者の義務） 契約者は、ADSLサービスの利用にあたり、弊社または弊社の指定する者が設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

## 第10条（ADSLサービスの回線速度）

- ADSLサービスの回線速度は、契約者の回線品質（敷設状態や経年劣化、屋外および屋内区間の環境など）により接続回線速度が変化することがあります。そのため、弊社は、接続する回線速度の保証は行いません。
- 契約者回線の通信品質（安定性）を維持するために、予め最大速度を制限する場合があります。

## 第3章 αWeb FTTH接続サービス

第11条 αWeb FTTH接続サービス（以下「FTTHサービス」といいます）の内容は、次の通りとします。

コース	コース説明
フレッツ光コース	NTT東日本/NTT西日本が提供する「フレッツ光サービス」を利用してインターネットに接続するサービス

## 第12条（FTTHサービス「フレッツ光コース」の提供条件）

- FTTHサービス「フレッツ光コース」の提供区域は、NTT東日本またはNTT西日本の「フレッツ光」提供範囲に準じます。
- FTTHサービス「フレッツ光コース」の利用場所は、前項の提供範囲内であることとします。
- FTTHサービス「フレッツ光コース」の利用には別途NTT東日本またはNTT西日本が提供する「フレッツ光」の契約が必要となります。
- 申込回線は、NTTの回線調査において適合となった回線であることとし、回線調査で十分な品質が提供できない判断された場合、弊社は、利用申込を承諾しないことがあります。

第13条（回線終端装置の取扱い） 回線終端装置については、契約者が自身で用意するか、または、NTT東日本あるいはNTT西日本からのレンタルとなります。

第14条（NTT費用の請求） FTTHサービスを利用する上で必要となるNTTの「フレッツ光」契約料および回線利用料は、NTTからの請求となります。また、回線調査に係るNTTの費用も同様とします。

NTT費用項目	内容	請求元
「フレッツ光」	NTT 契約料 NTT 光ファイバー工事費	「フレッツ光」導入のためのNTT契約料 光ファイバー回線の敷設工事
月額費用	NTT 光ファイバー回線利用料	NTT東日本/NTT西日本が別途定める料金
その他必要時	上記以外の工事費など	実費

（注）NTT料金は変更されることがあります。また、契約者の環境により料金が変わることがあります。

第15条（利用に係る契約者の義務） 契約者は、弊社または弊社の指定する者が設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

第16条（回線速度） 回線速度についてはNTT東日本またはNTT西日本が提供する「フレッツ光」のアクセス回線状況に大きく影響されます。また、弊社は、契約者のアクセス区間の品質については保証していません。

## 第4章 ウイルスチェックサービス

## 第17条（メールウイルスチェックサービスの利用）

- 弊社は、契約者に対し、契約者が本条の条件に同意することを条件に、ウイルスチェックサービスを利用することを許諾します。
- メールウイルスチェックサービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は米国マカフィーインク（以下「マカフィー」といいます）または弊社に帰属します。契約者は、弊社の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。
- 弊社は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、契約者の特定の目的に適合することを保証しないものとします。
- 弊社は、契約者のメールウイルスチェックサービスの利用により、全てのウイルスが発見または駆除できることを保証するものではありません。なお、発見または駆除が可能なウイルスは、弊社が別に定めるウイルス定義ファイルにより対応可能なウイルスとします。弊社は、契約者のウイルスチェックサービスの利用に関し、弊社の責めに帰すべき事由により、契約者に損害が生じた場合は、契約者が直近の1年間に弊社に支払った本サービスの利用料金を上限として、その責めを負うものとします。
- 弊社は、契約者が外部へ発信したメールがウイルスに感染していた場合、契約者の事前の承諾を得ることなくメールを破棄するものとします。事後的に、メール破棄の通知を行うものとします。この場合、弊社は、前項に拘らず、当該メールの破棄によって契約者に生じた損害については、その責めを負わないものとします。また、当該ソフトウェアにより、発見または駆除できなかったウイルスに起因し、契約者または第三者に損害が生じた場合も同様とします。
- 契約者は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

## 第5章 付加サービス

## 第18条（迷惑メール検知サービスの利用）

- 弊社は、契約者に対し、契約者が本条の条件に同意することを条件に、迷惑メール検知サービスを利用することを許諾します。
- 迷惑メール検知サービスは、サービス提供元である米国クラウドマーク社（以下、「クラウドマーク」といいます）の迷惑メール判定に係るソフトウェアを弊社のサーバ内に格納して、契約者の受信メールをチェックし、そのヘッダ部分に当該ソフトウェアによる判定スコアを百分率で表示する処置を行うとともに、当該ソフトウェアによる迷惑メールの判定基準に従って、受信メールの件名欄に迷惑メールである旨の表示を付す処置を行うサービスです。
- 迷惑メール検知サービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権はクラウドマークまたは弊社に帰属します。契約者は、弊社またはクラウドマークの事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。
- 弊社またはクラウドマークは、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、契約者の特定の目的に適合することを保証しないものとします。
- 弊社またはクラウドマークは、迷惑メール検知サービスの提供により全ての迷惑メールが検知できることを契約者に対して保証するものではありません。
- 契約者は、迷惑メール検知サービスを利用するにあたっては、以下の事項を事前に承諾す

るものとします。

- (1) 迷惑メールであると判定された場合、当該メールの件名等に迷惑メールであることの表記がなされること
  - (2) 迷惑メール検知サービスの検知率が、契約者が受信するメールの形態によって増減すること
  - (3) 正常なメールであっても、迷惑メールであると判定される可能性があること
  - (4) 弊社サーバに契約者宛のメールが到達した際に自動的に当該メールに対して当該チェック及び当該処置が行われること
7. 迷惑メール検知サービスの提供に関し、弊社またはクラウドマークの責めに帰すべき事由により、契約者または第三者に損害が生じた場合は、契約当事者である弊社は、契約者が直近の1年間に弊社に支払った本サービスの利用料金を上限として、その責めを負います。
8. 契約者は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

第19条（各付加サービスおよび他のサービス）

本サービスとセットで申し込む「インターネットおまかせバック」、及び付加サービス（オプションサービス）である「Webフィルタリングサービス」「aWebフォン」「おたすけくんライト」については、別途定める約款に基づいて提供されます。

## 第6章 契 約

第20条（利用契約の単位）

1. 本サービスの利用契約の単位は、契約者が使用する識別符号一符号毎に締結します。
2. 弊社との間に利用契約を締結できる方は、一の利用契約につき一人に限ります。

第21条（利用契約の申込） 本サービスの利用は、本約款に同意した上で所定の手続きに従い申込みものとします。尚、弊社は、利用申込において、本人確認のための資料の提出を要求する場合があります。

第22条（利用契約の申込方法）

1. 申込者は、弊社担当営業または弊社とパートナー契約を締結したパートナー会社を通じて弊社所定の利用申込書により本サービスにかかる利用契約の申込を行うものとします。
2. 申込者の申込に対し弊社が本サービスに係る利用申込を承諾したときは、サービス開始の確認書として必要なログイン名、パスワードその他の必要な情報とともに文書によってその旨を通知するものとします。利用契約はこの利用開始日に成立します。
3. 申込者が以下のいずれかに該当する場合、弊社は利用契約を承認しないことがあります。
  - (1) 申込者が実在しない場合
  - (2) 申込者の事業拠点が遠隔地にあるため、本サービスの提供が困難であると弊社が判断した場合
  - (3) 弊社所定の利用契約に虚偽の事項を記載した場合または記入漏れがある場合
  - (4) 過去に本サービスの代金支払を遅滞し、または不正に免れようとしたことがある場合
  - (5) 契約者が公序良俗に反するおそれのある商品・サービスを提供する場合
  - (6) 弊社所定の利用契約記載事項に不備がある場合
  - (7) 申込者側に十分な設備環境がない場合
  - (8) NTTによる適合審査が不合格になった場合
  - (9) その他弊社が不適当と判断する相当の理由がある場合
4. 弊社は、前項第6号から第8号までの事由が以下に定める期間内に解消されない場合、その申込を無効とします。
  - (1) 前項第6号の場合  
弊社は、申込者に記載不備解消を依頼し、1ヶ月後に現在の状況を書面により告知します。弊社は、弊社が記載不備解消を依頼してから6ヶ月間その不備が解消されない場合、申込者に告知した上、申込を取り消すものとします。
  - (2) 前項第7号または第8号の場合  
弊社は、申込者に適合不合格であったことを通知します。弊社は、申込者が5営業日以内に弊社に申込内容の変更等を返信しない場合は、申込者に告知の上、その申込を取り消すものとします。
5. 弊社は、利用契約の承諾後であっても、契約者が前項のいずれかに該当することが判明した場合又は利用申込を受け付けた日から6ヶ月経過した時点でNTT側設備の対応が完了していない場合、もしくは申込者宅内設備の対応が完了していない場合、その承諾を取り消すことがあります。
6. 弊社は、本サービスについて、申込者とNTTとの契約が成立しなかった場合、または、申込日より6ヶ月経過時点で、NTT側工事進捗状況が「開通待ち」の場合には、申込者に通知の上、本サービス利用の申込を承諾しないものとします。また、弊社は申込受付日より3ヶ月経過時点で、申込者に対しNTTとの工事進捗状況の確認の書面を送るものとします。
7. 本条による申し込みには有効期間が設定されており、第19条に定める「インターネットおまかせバック」の有効期間に準じるものとします。

第23条（接続の制限） 本サービスにおいて、弊社から発行されるログイン名、ユーザーIDにより同時接続は行わないものとします。

第24条（契約者による利用契約の解除）

契約者は、利用契約の一部または全部を解除しようとするときは、第19条に定める「インターネットおまかせバック」の解約手続きに準じるものとします。

平成25年6月1日 改訂

**【アルファメール契約条項】**

本条項は、インターネットおまかせパック「アルファメールオプション」にお申し込みいただいたときに適用となります。

**第1章 総則**

**第1条 (目的)** 株式会社大塚商会（以下「弊社」といいます）は契約者に対し、以下の契約条項（以下「本約款」といいます）に基づき、本サービスを提供します。

**第2条 (本約款の範囲)** この契約は、申込者・契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。申込者は、本約款を確認し、同意した上で利用契約を申し込むものとし、契約者は本約款に則って本サービスを利用するものとします。

**第3条 (本約款の変更)** 弊社は、本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の弊社所定のウェブページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

**第4条 (用語の定義)** 本約款において、用語の定義は次の通りとします。

- 「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝えまたは受けることをいいます。
- 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- 「電気通信回線設備」とは、送信と受信の場所の間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。
- 「利用契約」とは、本約款に基づき弊社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
- 「申込者」とは、弊社に本サービスの利用申込を行う法人・個人企業および同様の機関・組織・団体をいいます。
- 「契約者」とは、弊社と利用契約を締結している法人・個人企業および同様の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者を含めていいます。
- 「マニュアル」とは、弊社から発送される契約者宛に届くご利用の手引きをいいます。
- 「本サービス」とは、第⑩号に定めるアルファメール、第⑪号に定めるアルファメールプラチナ、第⑫号に定めるアルファメールプレミア、第⑬号に定めるアルファメールダイレクト、第⑭号に定めるアルファメール1、および第⑮号から第24号までに定める付加サービスをいいます。
- 「アルファメール」とは、インターネットに接続された弊社のサーバ（以下「弊社サーバ」といいます）内に契約者のデータ（以下「データ」といいます）を格納するための電氣的空間を設けてそれを貸し出すとともに、弊社が当該弊社サーバを保守・管理するサービスおよびこれに関連したその他の付加サービスをいいます。
- 「アルファメールプラチナ」とは、「アルファメール」のセキュリティ機能を充実させた、より大規模向けのサービスをいいます。
- 「アルファメールプレミア」とは、「アルファメール」のWeb機能およびセキュリティ機能を充実させたサービスをいいます。
- 「アルファメールダイレクト」とは、「アルファメール」の機能を一部限定したインターネット経由での申し込み専用サービスをいいます。
- 「アルファメール1」とは「アルファメールプレミア」の機能を一部限定したサービスをいいます。
- 「Web de Shop」サービスとは、契約者によるインターネット上での電子仮想店舗の開店・運営を弊社が支援する、アルファメール、アルファメールプラチナ、アルファメールプレミアおよびアルファメール1の付加サービスをいいます。
- 「アルファオフィス アルファメールプラチナ連動型」サービスとは、インターネットを介して契約者にグループウェアの機能（掲示板、スケジュール、施設予約、電子キャビネット等）を提供する、アルファメールプラチナの付加サービスをいいます。
- 「日経テレコン21サービス」とは、株式会社日本経済新聞デジタルメディア（以下「日経」といいます）が構築した情報データベース（新聞・雑誌検索、企業情報、株価情報等）を利用することができる、アルファメールの付加サービスをいいます。
- 「メールウイルスチェックサービス」とは、契約者が本サービスを利用して送受信するすべてのメールおよび添付ファイルに対して、自動的にウイルスチェックを行うアルファメール、アルファメールプラチナ、アルファメールプレミア、アルファメールダイレクトおよびアルファメール1の付加サービスをいいます。
- 「迷惑メール検知サービス」とは、契約者が本サービスを利用して受信するすべてのメールに対して、自動的に迷惑メールの検知を行う、アルファメール、アルファメールプラチナ、アルファメールプレミア、アルファメールダイレクトおよびアルファメール1の付加サービスをいいます。
- 「アクセス解析 (Urchin) サービス」とは、米Google社が開発・提供する高性能アクセスログ解析の機能を利用することができる、アルファメール、アルファメールプラチナおよびアルファメールプレミアの付加サービスをいいます。
- 「アルファオフィス キャビネット版」とは、インターネットを介して契約者に企業内や企業間での円滑なファイル共有を行える機能を提供する、アルファメールおよびアルファメールプレミアの付加サービスをいいます。
- 「送信メール保管サービス」とは、送信メールを保管して、契約者が必要な場合に検索・閲覧できるようにしたアルファメールの付加サービスをいいます。
- 「メールアーカイブサービス」とは、送信および受信メールを保管して、契約者が必要な場合に検索・閲覧できるようにしたアルファメールプレミアの付加サービスをいいます。
- 「Web改ざん検知」サービスとは、株式会社セキュアブレインが提供するWebサイトの安全対策機能を利用することができる、アルファメール、アルファメールプラチナおよびアルファメールプレミアの付加サービスをいいます。

**第2章 契約**

**第5条 (利用契約の申込方法)** 申込者は、次のいずれかの方法により本サービスにかかる

利用契約の申し込みを行うものとします。

①弊社営業経由での申し込み

弊社担当営業または弊社とパートナー契約を締結したパートナー会社を通じて弊社所定の申込書、または受付システムより申し込み方法。

②インターネット経由での申し込み

弊社ウェブページ (<http://www.webdirect.jp> および<http://www.38shop.jp>) の申込画面に入力することにより申し込み方法。

**第6条 (弊社営業経由での申し込み)** 申込者の申し込みに対し弊社が本サービスにかかる利用申し込みを承諾したときは、サービス開始の確認書として必要なログイン名、ユーザID、パスワードその他の必要な情報（以下「パスワード等」といいます）とともに文書によってその旨を通知するものとします。

2. 申込者は、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無にかかわらず、弊社の定める方法により利用料金を支払うものとします。ただし、弊社の責めに帰すべき事由により本サービスを利用できなかった場合は、この限りではありません。

3. 申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用開始可能日が遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

- ①申込内容および提出書類に不備（記入漏れ等）があった場合。
- ②ドメイン名管理団体（JPRS等）の登録進捗状況が悪かった場合。

4. 本条による申込の場合、本サービスには最低利用期間が設定されており、第11条に定める利用料金の発生した日より6ヶ月間とします。ただし、弊社が無償期間を設定した場合は、無償期間が終了した日の属する月の翌日より6ヶ月間とします。

**第7条 (インターネット経由での申し込み)** 弊社は、次の事項を確認した後、契約者に対し、

相当の期間内に、本サービスの提供を開始するものとします。

①一括前払いを申し込みで銀行振込による場合は、第19条第2項の支払いの確認。

②一括前払いを申し込みでクレジットカードによる場合は、当該クレジットカード会社の認証の確認。

③毎月払いを申し込みの場合は、弊社による申し込み内容の承諾。

2. 弊社は、本サービスの提供にあたり、前項の確認後、契約者に対し、本サービスの開始日および本サービスの利用に必要なパスワード等の必要な情報を通知するものとします。

3. 本条第1項①または②による申し込みの場合、本サービスの利用期間は、利用開始日の属する月の翌月1日から12ヶ月間または24ヶ月間とします。

4. 本条第1項①または②による申し込みをした契約者が利用契約を更新する場合は、前項の期間満月の15日（休日の場合はその翌営業日）までに、その旨を弊社に通知の上、第19条に定める方法により、所定の利用料金を弊社に支払うものとします。

5. 前項の期日までに料金の振込みが確認できなかった場合、利用契約は、第3項の期間満了をもって終了するものとします。

6. 本条第1項③による申し込みの場合、第6条第4項を準用します。

7. 本条第1項①または②による申し込みの場合、日経テレコン21サービスは利用できないものとします。

8. 第6条第3項は本条に準用します。

**第3章 契約者の義務**

**第8条 (変更の届出)** 契約者が利用契約締結の際またはその後弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。

2. 前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。

3. 弊社は、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。

**第9条 (契約者の管理責任)** 契約者は、本サービスに関連して弊社または付加サービス提供

者から発行されるパスワード等を自己の責任において管理するものとし、パスワード等を第三者に使用させたり、譲渡し、貸与または担保提供することはできないものとします。

2. パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等より損害が生じて、弊社は一切責任を負いません。

3. 契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を弊社に連絡するものとし、弊社から指示があるときはそれにしたがうものとします。

4. 契約者からのパスワード等の問い合わせに対しては、弊社は、本人確認のため、弊社所定の方法で回答いたします。

5. 本サービスのセキュリティ向上のため、弊社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合は、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

**第10条 (契約者の禁止事項)** 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為をしてはな

らないものとします。

①特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の法令に違反する行為、およびそれに類似する行為。

②犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為。

③弊社または第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為。

④猥褻・虚偽事実・児童売春・児童ポルノ・児童虐待などにあたるコンテンツ、暴力的・残虐的なコンテンツおよび公営を除いたギャンブル・賭博などにあたるコンテンツの発信・流布等の公序良俗に反する行為、およびそれに類似する行為。

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」といいます）が規定する映像送信型風俗特殊営業、またはそれに類似する行為。

⑥インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます）が規定するインターネット異性紹介事業、またはそれに類似する行為。

⑦無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講に関与する行為もしくはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。

⑧無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律が規定する「特定電子メール」を含むがそれに限定されません）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞のある電子メール（いわゆる「嫌がらせメール」、「迷惑メール」等を含むがそれに限定されません）を送信する行為、およびそれに類似する行為。

⑨他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為。

⑩弊社のコンピュータに保存されているデータを、弊社に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、およびそれに類似する行為。

⑪利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与または担保提供等の行為、およびそれに類似する行為。

⑫弊社と同種または類似の業務を行う行為、およびそれに類似する行為。

⑬事実誤認を生じさせる虞のある行為、およびそれに類似する行為。

⑭本サービスで利用し得る情報を改竄する行為、およびそれに類似する行為。

⑮本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄・消去または第三者の通信に支障を与える行為、およびそれに類似する行為。

⑯有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為。

⑰弊社の電気通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および弊社の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたす虞のある行為。

⑱社団法人日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為、およびそれに類似する行為。

⑲その他弊社が不適切と判断する行為。

**第4章 弊社営業経由で申し込みの場合の利用料金**

**第11条 (利用料金)** 本サービスの利用料金は、弊社より送付するサービス開始の確認書に

記載されたご利用開始日の翌日より発生するものとします。また、本サービスを変更した場合の利用料金は、契約者側の移行作業完了の報告を弊社が指定した文書で受領した日の翌日より発生するものとします。

2. 契約者は、本サービスを変更する場合は、サービス変更費用として所定の料金を支払うものとします。

**第12条 (料金等の支払義務)** 契約者は、第11条の料金を支払う義務を負います。

第30条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものと取り扱います。

**第13条 (料金等の支払方法)** 契約者は、料金等を申込時の契約者の申請により弊社が承諾

した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または弊社が指定する期日、方法によりします。なお、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとします。

**第14条 (割増金)** 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免

れた額と同額を割増金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。

**第15条（延滞損害金）** 契約者が、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。

**第16条（割増金等の支払方法）** 第14条および第15条の支払いについては、弊社が指定する方法により支払うものとします。

**第17条（消費税）** 契約者が弊社に対し本サービスにかかわる債務を支払う場合において、消費税および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は弊社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

**第18条（端数処理）** 弊社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第5章 インターネット経由申し込みの場合の利用料金

**第19条（利用料金）** 第7条第1項①または②による契約者は、本サービスの利用料金および支払期日は、別途定める通りとします。

2. 第7条第1項①または②による契約者は、次の方法により、前項の料金を前払いにて弊社に支払うものとします。なお、支払金額は、別に定める料金の額に消費税相当額（消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

### ①銀行振込

弊社が指定した振込口座に振り込むことによって支払います。なお、これにかかる手数料は契約者の負担となります。

### ②クレジットカード

契約者がお申し込みの際通知いただいたカード番号にて決済を行います。ただし、利用可能なカード会社は別途定める通りとします。利用可能な支払回数は1回のみとし、前項の料金を一括でお支払いいただきます。なお、契約者控への発送はいたしません。

3. 第7条第1項①または②による契約者の利用契約は、次に該当するときは、無効となるものとします。

①銀行振込による場合で契約者が第1項に定められた日から30日以内に支払を行わないとき。

②クレジットカードによる場合で当該クレジットカード会社より認証を受けられなかったとき。

4. 第7条第1項①または②による契約者の場合、弊社は、利用料金に変更があった場合においても、契約者より支払われた利用料金を返却しないものとします。

5. 第7条第1項③による契約者は、インターネット経由申し込みであっても、第4章の全ての条項を準用します。

## 第6章 付加サービス（オプションサービス）

**第20条（各付加サービス）** 本サービスの付加サービス（オプションサービス）のうち、「Web de Shop」サービス、「アルファオフィス」サービス、「Web改ざん検知」サービスについては、別途定める約款および特約に基づいて提供されます。その他の付加サービス（オプションサービス）は、利用契約に基づいて提供されます。

## テレコン21サービス

**第21条（日経テレコン21サービスの利用）** 日経テレコン21サービスの利用を申し込んだ契約者は、次の各号に同意することを条件にサービスを利用することができます。ただし、

第7条第1項①または②による申し込みの場合、またはアルファメールプラチナ、アルファメールプレミア、アルファメール1を申し込みの場合、契約者はこのサービスを利用することができます。

①日経テレコン21サービスにかかるデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的財産権などすべての権利は、日経および日経への情報提供者に帰属すること。

②日経テレコン21サービスの質を向上させるために、プログラム、通信手段、情報内容を、事前の承諾なく変更することができること。

③日経テレコン21サービスを、利用者の組織内における内部利用に限るものとし、サービスにかかるデータ、マニュアル等またはそのコピーを有料、無料を問わず第三者に提供しないこと。

④月額利用料金を弊社に支払うこと。またこの月額利用料金は、契約者に対する1ヶ月前の事前通知により改定できること。

⑤日経テレコン21サービスの内容の正確性、完全性、有用性は保証されないこと。

⑥日経テレコン21サービスの提供、中断、事故等によって、直接または間接的に生じた損害については、弊社および日経は一切賠償責任を負わないこと。また、契約者は日経テレコン21サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に、弊社および日経を引き込まないこと。

⑦機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって契約者がサービスを利用できなかった場合、弊社および日経は不履行の責任を負わないこと。

## 第8章 メールウイルスチェックサービス・迷惑メール検知サービス

**第22条（メールウイルスチェックサービスの利用）** 弊社は、契約者に対し、契約者が本条の条件に同意することを条件に、ウイルスチェックサービスを利用することを許諾します。

2. メールウイルスチェックサービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権はサービス提供元の会社（以下、「提供元」といいます）または弊社に帰属します。契約者は、弊社または提供元の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。

3. 弊社または提供元は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、契約者の特定の目的に適合することを保証しないものとします。

4. 弊社または提供元は、契約者のメールウイルスチェックサービスの利用により、すべてのウイルスが発見または駆除できることを保証するものではありません。なお、発見または駆除が可能なウイルスは、提供元に別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

5. 弊社または提供元は、契約者のウイルスチェックシステムの利用に関し、弊社または提供元の責めに帰すべき事由により、契約者または第三者に損害が生じた場合は、第35条に基づきその責めを負います。

6. 弊社または提供元は、契約者が外部へ発信したメールがウイルスに感染していた場合、契約者の事前の承諾を得ることなくメールを破棄するものとし、事後的に、メール破棄の通知を行うものとします。この場合、弊社または提供元は、前項にかかわらず、当該メールの破棄によって契約者に生じた損害については、その責めを負わないものとします。また、当該ソフトウェアにより、発見または駆除できなかったウイルスに起因し、契約者または第三者に損害が生じた場合も同様とします。

7. 契約者は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

**第23条（迷惑メール検知サービスの利用）** 弊社は、契約者に対し、契約者が本条の条件に同意することを条件に、迷惑メール検知サービスを利用することを許諾します。

2. 迷惑メール検知サービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は提供元または弊社に帰属します。契約者は、弊社または提供元の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。

3. 弊社または提供元は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、契約者の特定の目的に適合することを保証しないものとします。

4. 弊社または提供元は、迷惑メール検知サービスの提供によりすべての迷惑メールが検知できることを契約者に対して保証するものではありません。

5. 契約者は、迷惑メール検知サービスを利用するにあたっては、次の事項を事前に承諾するものとします。

①迷惑メールであると判定された場合、当該メールの件名等に迷惑メールであることの表記がなされること。

②迷惑メール検知サービスの検知率が、契約者が受信するメールの形態によって増減すること。

③正常なメールであっても、迷惑メールであると判定される可能性があること。

④特定のメールや発信元を除外する設定はできないこと。

6. 迷惑メール検知サービスの提供に関し、弊社または提供元の責めに帰すべき事由により、契約者または第三者に損害が生じた場合は、契約当事者である弊社は、第35条に基づきその責めを負います。

7. 契約者は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

## 第9章 送信メール保管サービス・メールアーカイブサービス

**第24条（送信メール保管サービス・メールアーカイブサービスの利用）** 弊社は、契約者に対し、契約者が本条の条件に同意することを条件に、送信メール保管サービスもしくはメールアーカイブサービスを利用することを許諾します。

2. 送信メール保管サービスおよびメールアーカイブサービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は提供元または弊社に帰属します。契約者は、弊社または提供元の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。

3. 弊社または提供元は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、契約者の特定の目的に適合することを保証しないものとします。

4. メールが完全に保管されることおよびメールが消失、または毀損しないことを保証するものではありません。また、保管されたメールの完全性や正確性を保証するものではありません。

5. 保管期間は、別途サービス仕様で定める期間に限られ、期間外となったメールは自動的に削除されます。ただし、メールアーカイブサービスの保管期間については、契約者が任意に設定することができます。

6. 利用契約を解除した場合、保管されたメールはすべて削除されます。再び利用契約を締結する場合でも、削除されたメールを復元することはできません。

## 第10章 利用環境

**第25条（動作環境の制限）** 弊社は、利用契約に添付される別紙「お申し込みにあたってのご確認事項」記載の動作環境においてのみ、本サービスが動作することを保証するものとします。

2. 前項の動作環境に関する制限の内容については、本サービスのバージョンアップ時に随時更新されるものとします。その場合、変更された内容はインターネット上の弊社所定のページに掲載するものとします。

**第26条（制限値の設定）** 弊社は、契約者がデータの保管容量および転送容量の制限値を超えて本サービスを利用した場合に、本サービス機能の一部または全部を予告なく停止させる可能性があります。

2. アルファメールでは、弊社サーバに残っているメールが一定期間を過ぎた場合、圧縮保存するものとします。

**第27条（インターネット接続環境）** 本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、契約者が用意するものとします。弊社は、契約者が用意したインターネット接続環境に起因する諸問題に関し、一切の責任を負わないものとします。

**第28条（指定ソフトウェア）** 弊社は、本サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、弊社が提供するサービスを受けられないことがあります。

## 第11章 サービスの停止・中止等

**第29条（通信利用の制限）** 弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。

**第30条（サービス提供の停止および中止）** 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

①第10条各号のいずれかに該当すると弊社が判断したとき。

②第26条に該当すると弊社が判断したとき。

③申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

④前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、弊社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼす虞のある行為をしたとき。

⑤契約者の環境が、他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼす虞がある場合。

2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

①弊社の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工地上やむを得ないとき。

②第29条の規定によるとき。

③電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき。

④その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合。

3. 弊社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 弊社は、前各項に定める事由のいずれかに基づき本サービスを提供できなかったことに関し、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

**第31条（サービスの廃止）** 弊社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、廃止の2ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

## 第12章 契約の解除

**第32条（弊社による利用契約の解除）** 弊社は、第30条第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。

2. 弊社は、契約者が第30条第1項または第2項のいずれかに該当する場合で、その事由が弊社の業務の遂行上著しく支障があると認められたときは、利用契約を解除することができます。

3. 弊社は、契約者が、本サービスの利用代金について、支払期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。

4. 弊社は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

5. 弊社は、契約者が次の各号のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。

①本約款の条項に違反したとき。

②手形または小切手の不渡りが発生したとき。

③差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき。

- ④破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき。
  - ⑤前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき。
  - ⑥合併、営業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合。
  - ⑦解散または営業停止となったとき。
  - ⑧本サービスに基づく債務であるか否かにかかわらず、弊社に対する債務の弁済を2ヶ月以上延滞したとき。
  - ⑨その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき。
6. 契約者は、前項各号のいずれか一つにでも該当した場合には、弊社に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。

**第33条（契約者による利用契約の解除）** 契約者は、利用契約の一部または全部を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに、所定の書式または専用のウェブサイトにより、その旨を弊社に通知するものとします。ただし、解除されたサービスに該当する利用料金がすでに支払われている場合は、弊社は契約者に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。

2. 契約者は、第6条または第7条第1項③による申し込みをした場合、最低利用期間分の利用料金を支払うことで、第6条第4項に定める最低利用期間に達する前においても利用契約を解除することができるものとします。ただし、サービスの変更を行う場合、最低利用期間は適用されないものとします。

### 第13章 損害賠償

**第34条（免責）** 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、弊社はその損害について何らの責任も負わないものとします。

2. 契約者の本サービス上のデータが消失するなどで契約者が不利益を被った場合であっても、弊社は何らの責任も負わないものとします。
3. 弊社は、本サービスの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生したときから起算して90日を経過した後は、応じられません。
4. 弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、弊社は免責されるものとします。
5. 弊社は、契約者が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。
6. 本サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決していただき、弊社に損害を与えないものとします。

**第35条（損害賠償の範囲）** 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由により（ただし、第30条の場合は除く）、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを弊社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上当該サービスが利用できなかったときは、起算時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことを契約者および弊社が確認した時刻までの時間数を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます）に利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を限度として、契約者が被った損害を賠償します。ただし、契約者が請求をし得ることになった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、電気通信事業者が弊社に対して約定する賠償額を限度として行われるものとします。
3. 弊社は、本サービスの提供に関し、前2項および第39条第4項に規定された場合を除き、契約者に発生したいかなる損害に対して何ら責任も負いません。
4. 契約者が本約款に違反したまたは不正行為により弊社に対し損害を与えた場合は、弊社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。
5. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

### 第14章 秘密保持および個人情報の管理

**第36条（秘密保持義務）** 契約者および弊社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。

2. 前項にかかわらず、契約者および弊社は、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により個人情報の開示を要求された場合、または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
  - ①開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
  - ②開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。
  - ③第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
  - ④相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。
4. 契約者および弊社は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとします。

**第37条（個人情報）** 弊社は、契約者の氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス等の本サービスを申し込むにあたり必要となる情報（以下「個人情報」といいます）を個人情報として扱うものとします。

**第38条（個人情報の利用目的）** 弊社は、個人情報を次の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。

- ①契約の履行（商品、サービスの提供等）
- ②商品、サービスに関する情報の提供および提案
- ③商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お問い合わせ、連絡、回答
- ④商品、サービス、その他問い合わせ、依頼等の対応
- ⑤展示会、セミナー、トレーニング、懸賞、その他イベントに関する案内、回答
- ⑥統計資料の作成
- ⑦代金の請求、回収、支払い等の事務処理
- ⑧その他一般事務の連絡、問い合わせ、回答
- ⑨第40条の理由で第三者に情報の開示が必要な場合
- ⑩契約者から同意を得た範囲内で利用する場合

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

**第39条（個人情報の取り扱い）** 弊社は、本サービスにおける個人情報を、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」（<http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/>）に準じて管理するものとします。

2. 弊社は、弊社の責任において、個人情報を、不正な使用、アクセス、開示、改変または破壊から合理的な方法で保護するものとし、セキュリティ保護のために、アクセス管理、その他の方法を適宜使用するものとします。
3. 弊社は、第38条第1項の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要のある弊社の役員または従業員（以下、「開示対象者」といいます）にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者開示しないものとします。
4. 弊社は、弊社の責任において、個人情報に関する事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を講じるものとします。なお、弊社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、弊社はその個人情報に関する事故に直接起因する契約者の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、弊社は責任を負わないものとします。

**第40条（個人情報の第三者への開示、提供）** 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて契約者から収集した個人情報を第三者に開示、提供しないものとします。

- ①法令の定めによる場合
- ②契約者および、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- ③限定された特定の業務（サーバ運用の委託、サービス提供元への通知、ドメイン情報の登録等サービスの運営に不可欠な業務）で開示・提供する場合
- ④債務の特定、支払い、回収に必要な場合で、クレジット会社等の金融機関に開示・提供する場合
- ⑤あらかじめ契約者から第三者に開示、提供することについて同意を得ている場合

**第41条（個人情報の預託）** 弊社は、弊社より「郵送」「e-mail」により契約者に連絡をする場合、秘密保持契約を締結している弊社関連会社に業務を委託し、契約者の個人情報を預託する場合があります。

**第42条（個人情報の訂正等の方法）** 契約者が、本サービスの登録内容の訂正、削除、個人情報の利用停止、個人情報の開示を要求する場合は、契約者本人が弊社所定の方法により、実施するものとします。その場合、弊社は要求者が契約者本人であるかを確認する場合があります。

2. 個人情報の開示の手続および郵送料については、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」（<http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/>）にて確認するものとします。

**第43条（個人情報に関する問い合わせ）** 契約者は、個人情報に関する問い合わせをする場合は、弊社Webプロモーション部まで連絡するものとします。

### 第15章 雑則

**第44条（サービス提供区域）** 本サービスの提供区域は日本国内とします。

**第45条（問い合わせ窓口）** 契約者は本サービスに関する問い合わせを弊社が別途指定する窓口に対して行うものとします。なお、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された問い合わせに対してのみ行うものとします。

**第46条（権利の譲渡等の制限）** 本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、弊社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

**第47条（知的財産権）** 本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、弊社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます）および著作権者人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。

2. 契約者は、前項に定める著作物等を、次の通り取り扱うものとします。

- ①本約款にしたがって本サービスを利用するためにのみ使用すること。
- ②複製、改変、頒布等を行わず、またリパースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
- ③営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
- ④弊社またはその供給者が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと。

**第48条（データの取り扱い）** 契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2. 弊社は、契約者が登録したデータについては何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内での紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争は自己の責任において解決するものとし、弊社に何らの損害も与えないこととします。

**第49条（バックアップ）** 弊社は、契約者の承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えて契約者の登録したデータの複製を保管することがあります。

**第50条（gTLDドメイン登録）** 弊社は、リセール契約を締結している次のレジストラを介してドメイン名の取得申請を行います。

- ①GMOインターネット株式会社（英名:Discount-Domain.com）

- ②日本ベリサイン株式会社（Melbourne IT Ltd）

契約者が新規ドメインの取得を希望する場合は、事前に次のURLに掲載された「お名前.comドメイン登録規約」および「Melbourne IT規約」の内容を確認し当該規約に同意の上申請するものとします。なお、登録規約は予告なく変更される場合があります。

「お名前.comドメイン登録規約」

<http://www.onamae.com/other/agreement/registration/>

「Melbourne IT規約」(Policies)

<http://www.melbourneit.com.au/policies/gtldtermcond.php3>（英文）

2. 個人企業（屋号）のドメイン登録の場合、代表者の自宅住所（住民票に記載の住所）および氏名にて登録いたします。
3. 登録申請後ドメイン情報を変更する場合、法的な証明書類が必要になります。登録情報が不正確であったり、書類の不備など理由によって登録情報が変更できなかった場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。
4. ドメインの譲渡に関してはサポート対象外といたします。

**第51条（反社会的勢力の排除）** 契約者および弊社は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手方に対して確約するものとします。

2. 契約者および弊社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せず、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

**第52条（準拠法）** 利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

**第53条（合意管轄）** 利用契約および本約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

<弊社Webプロモーション部連絡先>

FAX：03-3514-7712

E-mail：service@alpha-web.jp

平成23年9月1日改訂

### <お申し込み時の主なご注意>

- ・お申し込みは、法人（事業者）の契約者に限らせていただきます。個人でのお申し込みはできません。
- ・個人事業主（屋号）でお申し込みの場合、ドメイン名の管理事業者に登録されるドメイン名の登録者情報は個人名となります。よって、お申込書にご記入いただく「代表者氏名」で登録されます。
- ・ご利用中のドメイン名を移行される場合、弊社にてドメイン名の移管申請を行います。現在の管理組織（もしくは管理者）の承認が必要になりますので、事前に契約者よりお伝えください。
- ・サービスの最低ご利用期間は、課金開始月から6ヶ月間となっております。それ未満のご解約にあたっては違約金が発生します。

### <動作環境、ご利用上の注意事項>

- ・各サービスの会員サイトに掲載している「動作環境・注意事項」をご確認ください。

## 【アルファオフィス契約条項】

本契約条項は、インターネットおまかせパック「アルファオフィスオプション」を選択した場合、適用となります。

## 総則

**第1条（目的）** 株式会社大塚商会（以下「弊社」といいます。）は、『「アルファオフィス」サービス利用約款』（以下「本約款」といいます。）および申込内容にしたがって、契約者に対し、利用契約にて定める期間において、「アルファオフィス」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

**第2条（本約款の範囲）** 本約款は、申込者・契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。申込者は、本約款を確認し、同意した上で利用契約を申込みのとし、契約者は、本約款に則って本サービスを利用するものとします。

**第3条（本約款の変更）** 弊社は、本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の弊社所定のウェブページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

**第4条（用語の定義）** 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- ①「本サービス」とは、第⑥号に定めるアルファオフィスメガタイプ、第⑦号に定めるアルファオフィスギガタイプ、第⑨号に定めるアルファオフィスアルファメールプラチナ運動型、第⑨号に定めるアルファオフィス1、および第5条3項に定めるオプションサービスをいいます。
- ②「インターネットデータセンター」とは、本サービスを提供するための、弊社の施設をいいます。
- ③「利用契約」とは、弊社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- ④「申込者」とは、弊社に本サービスの利用申込をする法人・個人企業および同等の機関・組織・団体をいいます。
- ⑤「契約者」とは、弊社と利用契約を締結している法人・個人企業および同等の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者を含んでいます。
- ⑥「アルファオフィスメガタイプ」とは、インターネットを介して契約者にファイル管理の機能（キャビネット、アドレス帳機能等）、グループウェアの機能（掲示板、スケジュール、施設予約、キャビネット、電子承認等）を提供するASP型のサービスです。
- ⑦「アルファオフィスギガタイプ」とは、インターネットを介して契約者にファイル管理の機能（キャビネット、アドレス帳機能等）、グループウェアの機能（掲示板、スケジュール、施設予約、キャビネット、電子承認等）および大容量ディスクを提供するASP型のサービスです。
- ⑧「アルファオフィスアルファメールプラチナ運動型」とは、ホスティングサービスアルファメールプラチナの付加サービスとして提供しているインターネットを介して契約者にファイル管理の機能（キャビネット、アドレス帳機能等）、グループウェアの機能（掲示板、スケジュール、施設予約、キャビネット、電子承認等）を提供するASP型のサービスです。
- ⑨「アルファオフィス1」とは、インターネットを介して契約者にファイル管理の機能（キャビネット、アドレス帳機能等）、グループウェアの機能（掲示板、スケジュール、施設予約等）を1ユーザから提供するASP型のサービスです。

**第5条（本サービスの内容）** 弊社は、インターネットに接続されたインターネットデータセンターのサーバ（以下「サーバ」といいます。）上で本サービスの機能を契約者に提供し、契約者のデータ（以下「データ」といいます。）を格納するための電気的空間を設けてそれを貸し出します。

2. 本サービスの内容は、以下の通りとします。

- ①「キャビネット」とは、契約者が任意にファイルを格納する場所をいいます。
  - ②「アドレス帳」とは、登録したファイルをメール送信する際に利用するアドレス帳をいいます。
  - ③「リンク」とは、弊社が認可している各企業が提供する様々なツールサイトへのリンク集をいいます。
  - ④「ウイルスチェックサービス」とは、契約者が本サービスを利用して登録ファイル、データなどに対して定期的または個別サービス提供ごとにウイルスチェックを行うサービスです。
  - ⑤「スケジュール」とは、設定された表示項目や表示時間単位に従って個人やグループの予定を登録し、許可された者がこれを確認できる機能をいいます。
  - ⑥「掲示板」とは、告知メッセージやこれに添付されたファイル等に有効期限を定めて、電子的に設置された共有ボードの掲載することができる機能をいいます。
  - ⑦「施設予約」とは、予め設定した施設を電子上で予約することができ、許可された者がその予約状況を確認できる機能をいいます。
  - ⑧「ToDo」とは仕事や約束について、いつまでに何をしなければならぬか管理できる機能をいいます。
  - ⑨「ポータル」とはスケジュール、掲示板、キャビネット、ToDo等の新着情報を確認できる機能をいいます。
  - ⑩「閲覧板」とはアルファオフィスに登録している全メンバーの中から、任意のメンバーを選択して、メッセージや添付ファイルを送付する機能をいいます。
3. オプションサービスの内容は、以下の通りとします。
- ①「ワークフロー」とは、各種申請書を電子的に処理する機能をいいます。
  - ②「営業支援（SFA）」とは日報管理や案件管理を電子的に処理する機能をいいます。
  - ③「ユーザ追加」とは、契約者のIDを追加することをいいます。
  - ④「ディスク容量追加」とは、契約者が利用できるキャビネットと掲示板の添付ファイルに使用する容量を追加することをいいます。
  - ⑤「データベース容量追加」とは、スケジュール・掲示板・施設予約に登録するデータの容量を追加することをいいます。
4. 前項①、②および⑤のサービスは、「アルファオフィス1」では利用できないものとします。

## 第2章 契約

**第6条（利用契約の申込）** 本サービスの利用は、利用契約及び本約款に同意した上で所定の手続きに従い申込みのものとします。尚、弊社は、利用申込において、本人確認のための資料の提出を要求する場合があります。

**第7条（利用契約の申込方法）** 申込者は、以下のいずれかの方法により本サービスにかかる利用契約の申込を行うものとします。

- ①弊社営業経由での申し込み  
弊社担当営業または弊社とパートナー契約を締結したパートナー会社を通じて弊社所定の申込書、または受付システムより申し込み方法。
- ②インターネット経由での申し込み  
弊社ウェブページ（<http://www.webdirect.jp> および<http://www.38shop.jp>）の申込画面に入力することにより申し込み方法。

**第8条（弊社営業経由での申込）** 申込者の申込に対し弊社が本サービスに係る利用申込を承諾したときは、サービス開始の確認書として必要なログイン名、パスワードその他の必要な情報とともに文書によってその旨を通知するものとします。利用契約はこの利用開始日に成立します。

2. 申込者が以下のいずれかに該当する場合、弊社は利用契約を承認しないことがあります。
  - ①申込者が実在しない場合
  - ②申込者の事業拠点が遠隔地にあるため、本サービスの提供が困難であると弊社が判断した場合
  - ③弊社所定の利用申込書に虚偽の事項を記載した場合または記入漏れがある場合

**第18条（割増金等の支払方法）** 第16条および第17条の支払いについては、弊社が指定する方法により支払うものとします。

- ④第12条に違反するおそれがある場合
  - ⑤過去に第31条に規定する各号の処分を受けたことがある場合
  - ⑥過去に本サービスの代金支払を遅滞し、または不正に免れようとしたことがある場合
  - ⑦申込者が公序良俗に反するおそれのある商品・サービスを提供する場合
  - ⑧その他弊社が不適当と判断する相当の理由がある場合
3. 弊社は、利用契約の承諾後であっても、契約者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、その承諾を取り消すことがあります。
4. 本条による申込の場合、本サービスには最低利用期間が設定されており、第13条に定める利用料金の発生した日より6ヶ月間とします。但し、弊社が無償期間を設定した場合は、無償期間が終了した日の属する月の翌日より6ヶ月間とします。
- 第9条（インターネット経由での申込）** 弊社は、以下の事項を確認した後、契約者に対し、相当の期間内に、本サービスの提供を開始するものとします。
- ①一括前払い申し込みで銀行振込による場合は、第21条2項の支払いの確認
  - ②一括前払い申し込みでクレジットカードによる場合は、当該クレジットカードの認証の確認
  - ③毎月払いを申し込みの場合は、弊社による申し込み内容の承諾。
2. 弊社は、本サービスの提供にあたり、前項の確認後、契約者に対し、本サービスの開始日より本サービスの利用に必要なログイン名、パスワード等の必要な情報を通知するものとします。
3. 本条第1項①または②による申し込みの場合、本サービスの利用期間は、利用開始日の属する月の翌月1日から12ヶ月間または24ヶ月間とします。
4. 本条第1項①または②による申し込みの場合、契約者が利用契約を更新する場合は、前項の期間満了月の15日（休日の場合はその翌営業日）までに、その旨を弊社に通知の上、第21条に定める方法により、所定の利用料金を弊社に支払うものとします。
5. 前項の期日までに料金の振込みが確認できなかった場合、利用契約は、第3項の期間満了をもって終了するものとします。
6. 本条第1項③による申し込みの場合、第8条4項を準用します。
7. 第8条2項は本条に準用します。

## 第3章 契約者の義務

**第10条（変更の届出）** 契約者が利用契約締結の際またはその後に弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。

2. 前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。

3. 弊社は、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。

**第11条（契約者の管理責任）** 契約者は、本サービスに関連して弊社または付加サービス提供者から発行されるログイン名、ユーザID、パスワード等（以下「パスワード」といいます）を自己の責任において管理するものとします。

2. パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等より損害が生じて、弊社は一切責任を負いません。

3. 契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を弊社に連絡するものとし、弊社から指示があるときはそれにしたがうものとします。

4. 契約者からのパスワード等の問合せに対しては、弊社は、本人確認等のため、弊社所定の方法で回答いたします。

5. 本サービスのセキュリティ向上のため、弊社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

**第12条（契約者の禁止事項）** 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- ①特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の法令に違反する行為、およびそれに類似する行為
- ②犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為
- ③弊社または第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為
- ④猥褻・虚偽事実・児童売春・児童ポルノ・児童虐待などにあたるコンテンツ、暴力的・残虐的なコンテンツおよび公営を除いたギャンブル・賭博などにあたるコンテンツの発信・流布等の公序良俗に反する行為、およびそれに類似する行為
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます）が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- ⑥インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- ⑦無関連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為
- ⑧無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞れのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、およびそれに類似する行為
- ⑨他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為
- ⑩弊社のコンピュータに保存されているデータを、弊社に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、およびそれに類似する行為
- ⑪弊社と同種または類似の業務を行なう行為、およびそれに類似する行為
- ⑫事実誤認を生じさせる虞れのある行為、およびそれに類似する行為
- ⑬本サービスで利用しうる情報を改竄する行為、およびそれに類似する行為
- ⑭本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄・消去あるいは第三者の通信に支障を与える行為、およびそれに類似する行為
- ⑮有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為
- ⑯弊社の電気通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および弊社の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたす虞れのある行為
- ⑰社団法人日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為、およびそれに類似する行為
- ⑱その他弊社が不適切と判断する行為

## 第4章 弊社営業経由申込の場合の利用料金

**第13条（利用料金）** 本サービスの利用料金は、弊社より送付するサービス開始の確認書に記載されたご利用開始日の翌日より発生するものとします。

**第14条（料金等の支払義務）** 契約者は、第13条の利用料金を支払う義務を負います。

2. 第31条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの利用料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

**第15条（料金等の支払方法）** 契約者は、料金等や申込時の契約者の申請により弊社が承諾した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する細部条項は契約者と取納代行会社、金融機関等との契約条項または弊社が指定する期日、方法によりします。なお、契約者と取納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとします。

**第16条（割増金）** 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額の割増金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。

**第17条（延滞損害金）** 契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として弊社が指定する期日までに支払うことと

3. 弊社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

**第19条（消費税）** 契約者が弊社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は弊社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

**第20条（端数処理）** 弊社は利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第5章 インターネット経由申込の場合の利用料金

**第21条（利用料金）** 第9条第1項①または②による契約者は、本サービスの利用料金および支払期日は、別途定める通りとします。

2. 第9条1項①または②による契約者は、以下の方法により、前項の料金を前払いにて弊社に支払うものとします。なお、支払金額は、別に定める料金の額に消費税相当額（消費税および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

### ①銀行振込

契約者が指定した振込口座に振り込むことによって支払います。なお、これにかかる手数料は契約者の負担となります。

### ②クレジットカード

クレジットがお申込の際通知いただいたカード番号にて決済を行います。ただし、利用可能なカード会社は別途定める通りとします。利用可能な支払回数は1回のみとし、前項の料金を一括でお支払いいただきます。なお、契約者控えの発送はいたしません。

3. 第9条1項①または②による契約者の利用契約は、以下に該当するときは、無効となるものとします。

①銀行振込による場合で契約者が第1項に定められた日から30日以内に支払を行わないとき  
②クレジットカードによる場合で当該クレジットカード会社より認証を受けられなかったとき

4. 第9条1項①または②による契約者の場合、弊社は、利用料金に変更があった場合においても、契約者よりすでに支払われた利用料金を返却しないものとします。

5. 第9条第1項③による契約者は、インターネット経由申し込みであっても、第4章の全ての条項を準用します。

## 第6章 本サービス

**第22条（ウイルスチェックサービスの利用）** 弊社は、ファイルの登録時、参照時、ダウンロード時にウイルスチェックサービスを実施します。

2. ウイルスチェックサービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は当該サービス提供元の会社（以下「サービス提供会社」といいます）または弊社に帰属します。

3. 弊社またはサービス提供会社は、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、契約者の特定の目的に適合することを保証しないものとします。

4. **弊社またはサービス提供会社は、ウイルスチェックサービスにより、全てのウイルスが発見または駆除できることを保証するものではありません。** なお、発見または駆除が可能なウイルスは、サービス提供会社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

5. **弊社またはサービス提供会社は、ウイルスチェックサービスの実施に関し、弊社またはサービス提供会社の責めに帰すべき事由により、契約者または第三者に損害が生じた場合は、契約者が直近の1年間に弊社に支払った本サービスの利用料金を上限として、その責めを負うものとします。**

6. **弊社またはサービス提供会社は、契約者のデータがウイルスに感染しての損害、契約者の事前の承諾を得ることなく当該データを破壊するものとし、事後的に、データ破壊の通知を行うものとします。** この場合、弊社またはサービス提供会社は、前項に拘らず、当該データの破壊によって契約者に生じた損害については、その責めを負わないものとします。また、当該ソフトウェアにより、発見または駆除できなかったウイルスに起因し、契約者または第三者に損害が生じた場合も同様とします。

## 第7章 オプションサービス

**第23条（オプションサービスの申込）** 契約者は、オプションサービス（「ワークフロー」「ユーザ追加」「ディスク容量追加」「データベース容量追加」）を申し込み場合は、本約款に同意した上で所定の手続きに従い申込みものとします。

2. 弊社は、契約者からの申込を受領後、利用責任者に前項記載のサービス設定の完了、および請求金額の変更情報を文書で通知します。

## 第8章 利用環境

**第24条（動作環境の制限）** 弊社は、利用契約に添付される別紙「重要確認事項」記載の動作環境においてのみ、本サービスが動作することを保証するものとします。

2. 前項の動作環境に関する制限の内容については、本サービスのバージョンアップ時に随時更新されるものとします。その場合、変更された内容はインターネット上の弊社所定のページに掲載するものとします。

**第25条（制限値の設定）** 弊社は、契約者がデータの保管容量および転送容量の制限値を超えて本サービスを利用した場合に、本サービス機能の一部または全部を予告なく停止させる可能性があります。

**第26条（インターネット接続環境）** 本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、契約者が用意するものとします。弊社は、契約者が用意したインターネット接続環境に起因する諸問題に対し、責任を負わないものとします。

**第27条（指定ソフトウェア）** 弊社は、本サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、弊社が提供するサービスを受けられないことがあります。

## 第9章 サービス提供の停止・中止等

**第28条（通信利用の制限）** 弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻射し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限したは中止する措置を取ることがあります。

**第29条（サービス提供の停止および中止）** 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

- ①第12条各号のいずれかに該当すると弊社が判断したとき
  - ②第25条に該当すると弊社が判断したとき
  - ③申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - ④前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、弊社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼす虞のある行為をしたとき
  - ⑤契約者の環境が、他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼす虞がある場合
2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- ①弊社の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工用上やむを得ないとき
  - ②第28条の規定によるとき
  - ③電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき
  - ④その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合

**第38条（個人情報の取扱い）** 弊社は、本サービスにおける個人情報を、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」（<http://www.otsuka-shokai.co.jp/bi/privacy.html>）に準じて管理するものとします。

2. 弊社は、弊社の責任において、個人情報を、不正な使用、アクセス、開示、改変又は破壊から合理的な方法で保護するものとし、セキュリティ保護のために、アクセス管理、その他の方法を適宜使用するものとします。

3. 弊社は、第37条第1項の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要のある弊社の

4. 弊社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

## 第10章 契約の解除

**第31条（弊社による利用契約の解除）** 弊社は、第29条第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。

2. 弊社は、契約者が第29条第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事由が弊社の業務の遂行上著しく支障があると認められるときは、利用契約を解除することができます。

3. 弊社は、契約者が、本サービスの利用料金について、支払い期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。

4. 弊社は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

5. 弊社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。

- ①本約款の条項に違反したとき
- ②手形または小切手の不渡りが発生したとき
- ③差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- ④破産、民事再生手続、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
- ⑤前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- ⑥合併、営業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合
- ⑦解散または営業停止となったとき
- ⑧その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき

**第32条（契約者による利用契約の解除）** 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヵ月前までに、所定の書式により、その旨を弊社に通知するものとします。但し、すでに利用料金が支払われている場合は、弊社は契約者に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。

2. 契約者は第8条または第9条第1項③による申込をした場合、最低利用期間分の利用料金を支払うことで、第8条第4項に定める最低利用期間に達する前においても利用契約を解除することができるものとします。

## 第11章 損害賠償

**第33条（免責）** 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、弊社はその損害について何らの責任も負わないものとします。

2. 契約者の本サービス上のデータが消失するなどして契約者が不利益を被った場合であっても、弊社は何らの責任も負わないものとします。

3. 弊社は、本サービスの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。

4. 弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、弊社は免責されるものとします。

5. 弊社は、契約者が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。

6. 本サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決していただき、弊社に損害を与えないものとします。

**第34条（損害賠償の範囲）** 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由により（但し、第29条の場合は除く）、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを弊社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上当該サービスが利用できなかったときは、起算時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことを契約者および弊社が確認した時刻までの時間数を24で除した数（小数点以下の端数を切り捨てます）に利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を限度として、契約者が蒙った損害を賠償します。但し、契約者が請求し得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、電気通信事業者が弊社に対して約定する賠償額を限度として行なわれるものとします。

3. 弊社は、本サービスの提供に関し、前2項及び第38条第4項に規定された場合を除き、契約者に発生した如何なる損害に対して何ら責任を負いません。

4. 契約者が本約款に違反しまたは不正行為により弊社に対し損害を与えた場合は、弊社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。

5. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

## 第12章 秘密保持及び個人情報の管理

**第35条（秘密保持義務）** 契約者および弊社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。

2. 相手方から開示されず、契約者および弊社は、裁判所決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。

- ①開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
  - ②開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
  - ③第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したものの
  - ④相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
4. 契約者および弊社は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとします。

**第36条（個人情報）** 弊社は、契約者の氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス等の本サービスを申し込むに当たり必要となる情報を個人情報（以下「個人情報」という）として扱うものとします。

**第37条（個人情報の利用目的）** 弊社は、個人情報以下各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。

- ① 契約の履行（商品、サービスの提供等）
- ② 商品、サービスに関する情報の提供および提案
- ③ 商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お問い合わせ、連絡、回答
- ④ 商品、サービス、その他問合せ、依頼等の対応
- ⑤ 展示会、セミナー、トレーニング、懇賞、その他イベントに関する案内、回答
- ⑥ 統計資料の作成
- ⑦ 代金の請求、回収、支払い等の事務処理
- ⑧ その他一般事務の連絡、問合せ、回答
- ⑨ 第37条の理由で第三者に情報の開示が必要な場合
- ⑩ 契約者から同意を得た範囲内で利用する場合

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

## <契約者のご利用環境について>

アルファオフィス（メガタイプ/ギガタイプ）は、下記の環境で動作を確認しております。下記以外の環境でご利用の場合、一部機能の動作や表示に不具合が発生する可能性があります。携帯電話端末については、下記の推奨端末を参考にご利用ください。ただし、推奨端末であっても、一部機種や新機種では、動作や表示に不具合が発生する可能性があります。動作確認済みのご利用環境（2008年10月現在）

OS：Windows2000/XP/Vista

役員または従業員（以下、「開示対象者」という。）にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者開示しないものとします。

4. 弊社は、弊社の責任において、個人情報に関する事故の拡大防止や取捨のために必要な措置を講じるものとします。尚、弊社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、弊社はその個人情報に関する事故に直接起因する契約者の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、弊社は責任を負わないものとします。

**第3 9 条（個人情報の第三者への開示、提供）** 弊社は、以下のいずれかに該当する場合を除いて契約者から収集した個人情報を第三者に開示、提供しないものとします。

- ①法令の定めによる場合
- ②契約者および、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- ③限定された特定の業務（サーバ運用の委託、サービス提供元への通知、ドメイン情報の登録等サービスの運営に不可欠な業務）で開示・提供する場合
- ④債務の特定、支払い、回収に必要な場合で、クレジット会社等の金融機関に開示・提供する場合
- ⑤予め契約者から第三者に開示、提供することについて同意を得ている場合

**第4 0 条（個人情報の預託）** 弊社は、弊社より「郵送」「e-mail」により契約者に連絡をする場合、秘密保持契約を締結している弊社関連会社に業務を委託し、契約者の個人情報を預託する場合があります。

**第4 1 条（個人情報の訂正等の方法）** 契約者が、本サービスの登録内容の訂正、削除、個人情報の利用停止、個人情報の開示を要求する場合は、契約者本人が弊社所定の方法により実施するものとします。その場合、弊社は要求者が契約者本人であるかを確認する場合があります。

2. 個人情報の開示の方法及び郵送料については、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」（<http://www.otsuka-shokai.co.jp/bi/privacy.html>）にて確認するものとします。

**第4 2 条（個人情報に関する問合せ）** 契約者は、個人情報に関する開示手続やその他弊社に問い合わせをする場合は、弊社Webプロモーション部まで連絡するものとします。

### 第13章 雑 則

**第4 3 条（サービス提供区域）** 本サービスの提供区域は日本国内とします。

**第4 4 条（問い合わせ窓口）** 契約者は本サービスに関する問い合わせを弊社が別途指定する窓口に対して行うものとします。なお、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された問い合わせに対してのみ行うものとします。

**第4 5 条（権利の譲渡等の制限）** 本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、弊社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

**第4 6 条（知的財産権）** 本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、弊社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権（著作権法第2 7 条および第2 8 条の権利を含みます）および著作人人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。

2. 契約者は、前項に定める著作物等を、以下の通り取り扱うものとします。
- ②複製、改変、頒布等を行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと
  - ③営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと
  - ④弊社またはその供給者が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと

**第4 7 条（データの取り扱い）** 契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2. 弊社は、契約者が登録したデータについては何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

3. 契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内での紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争は自己の責任において解決するものとし、弊社に何らの損害も与えないこととします。

**第4 8 条（バックアップ）** 弊社は、契約者の承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えて契約者の登録したデータのコピーを保管することがあります。

**第4 9 条（反社会的勢力の排除）** 契約者および弊社は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手方に対して確約するものとします。

2. 契約者および弊社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告ををすることを要せず、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

**第5 0 条（準拠法）** 利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

**第5 1 条（合意管轄）** 利用契約および本約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

ブラウザ： Internet Explorer6/7

画面解像度： 1024×768ピクセル以上

携帯電話端末： NTTドコモ……700iシリーズ/900iシリーズ

（推奨端末） au……Wシリーズ、A5000シリーズ

Softbank……3G

※au,Softbank端末でご利用いただいた場合、ログインページ内のID保存ボタンが表示されません。

※携帯電話端末からPC用の画面はご利用できません。

#### <主な注意事項>

- ・ファイル登録時・参照（ダウンロード）時のウイルスチェック機能は、すべてのウイルスの発見・駆除を保証するものではありません。新種のウイルスなどは、パターンファイルが提供されるまで対応できない可能性があります。
- ・キャビネット、掲示板等に登録できるファイル容量の上限は、1 回の登録につきメガタイプは600MB、ギガタイプは1 GB となります。
- ・セキュリティの関係上、html等登録できないファイル形式がございます。登録できない場合は、ファイルを圧縮した上で登録してください。
- ・「メガタイプ」、「ギガタイプ」、ともに、他のご契約環境へのデータ移行には対応しておりません。
- ・アルファメールプラチナで作成したメールアドレス、アルファオフィス（メガタイプ/ギガタイプ/キャビネット版）で作成済みのIDを新たに登録することはできません。
- ・アルファオフィス（メガタイプ/ギガタイプ）の最低ご利用期間は、課金開始月から6 ヶ月間となっております。それ未満でのご解約にあたっては違約金が発生いたします。

<弊社Webプロモーション部連絡先>

FAX：03-3514-7712

E-mail：service@alpha-web.jp

平成23年9月1日改訂